

工事名：新港ふ頭11号岸壁背後護岸工事（R2-2）

質 問 内 容	<p>1. 特記仕様書の現場説明における条件明示【4. 公害・環境対策関係】3項に、『汚濁防止膜については、展張中は毎日工事実施前に汚濁防止膜に破損等異常がないか確認すること。』と明記されておりますが、金抜き設計書【単44号】汚濁防止膜保守管理『海上目視点検（作業船あり）』は汚濁防止膜供用日数215日に対し、3日に1回の割合で72回計上となっております。215日点検した場合の不足日数143日（215日-72日）は受注後の変更対象となるのでしょうか教示願います。</p> <p>2. 特記仕様書の現場説明における条件明示【5. 積算条件】4項に、『土砂盛土について、HWL以下は他工事受入を想定し、積算数量はHWL以上の数量を計上している。』と明記されておりますが、本工事にて基礎捨石及び防砂シートの施工完了時に『HWL以下は別途工事にて搬入・敷均しを施工する。』との理解で宜しいでしょうか教示願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------------------	--

【回答】

1. 変更対象となるかは、日々の汚濁防止膜の点検・確認の方法にもよるので、契約後の協議とします。
2. 「HWL以下は他工事受入」については、「水面埋立以下は、他事業で発生した公共残土（または浚渫土）を他事業で搬入・土砂投入する。」との主旨です。敷均しは水面投入でなくなった時点での施工と考えています。